

# 国民年金保険料は 直接、国へ

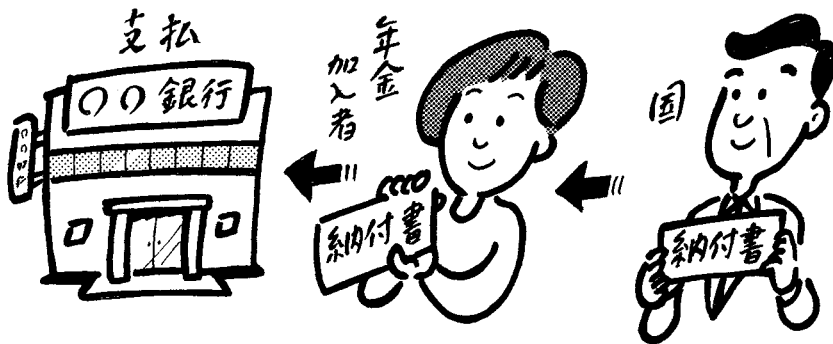


地方分権を推進するため、平成12年4月に「地方分権一括法」が施行されました。これは、国と地方が「対等・協力」の関係のもとで事務を分担しようという法律で、国民年金事務も見直され効率化が図られました。その結果、これまで市が行っていた保険料の徴収など一部の事務を、平成14年度から国が直接行うことになりました。今回の特集では、その変更点をお知らせします。

**納付書は  
国から直接送られます**

みなさんの国民年金保険料は、市役所を通じて国へ納付されていきますが、来年度からは、みなさんが国へ直接、納付する方式に変わり、納付書も国から直接、個人に送られます。保険料は全国すべての銀行、郵便局、農協、漁協、信用金庫、信用組合、労働金庫などの金融機関や社会保険事務所の窓口で支払っていただくこととなります。このため、四月分からの保険料は、市役所では納めることができなくなりますのでご注意ください(平成十三年四月分から平成十四年三月分まで)

## 国民年金保険料の納付の流れ



での保険料は、四月末日まで市役所で納付できます。現在、口座振替で保険料を納めている人は、そのまま継続されま

すから手続きは不要です(ただし、郵便局をご利用の人は手続きが必要です)。

なお、振替日は、これまでの当月末日から翌月末日に変わります。口座振替は納付の手間が省け、うっかり納め忘れることもありません。口座振替に切り変える人は、各金融機関の窓口で手続きをしてください。

**第三号被保険者となる人は  
配偶者の勤務先へ届け出**

第三号被保険者となる人(会社社員の配偶者で、健康保険の被扶養者となる二十歳以上六十歳未満の人)は、配偶者の勤務先へ提出することになりますので、これまでのような市役所への届け出は不要です。

**老齢基礎年金の請求は  
社会保険事務所へ**

第三号被保険者となったことがある人が老齢基礎年金を請求するときは、社会保険事務所へ手続きをすることになります。

**保険料の免除制度が  
変わります**

**半額免除制度が始まります**

経済的な理由などで保険料を納められないときは、申請して認められると保険料が免除される制度があります。これま

# 年金相談(国民年金・厚生年金)は 社会保険事務所へ

社会保険事務所は、国の社会保障制度を担う社会保険庁の地方出先機関で、年金事務と健康保険事務などを行っています。県下に五事務所があり、本市を含む北勢地域は四日市社会保険事務所が担当しています。



四日市社会保険事務所  
十七軒町17-23 ☎53-5511(代表)



夜間学生など

## 夜間部、定時制などの学生も 学生納付特例制度の対象に

学生には、本人の収入が基準以下の場合、親の収入に関係なく、申請して認められれば納付が猶予される学生納付特例制度があります。これまでは対象外だった夜間部、定時制、通信制課程の学生も、これからは対象となります。

では保険料の全額免除制度だけでしたが、新たに半額免除制度が始まります。半額免除期間は保険料の半額を納めることとなりますが、老齢基礎年金の額は、全額納付した場合の三分の二(全額免除は三分の一)として計算されます。また、これまでと同様、免除を受けてから十年以内であれば、保険料を追納することができます。

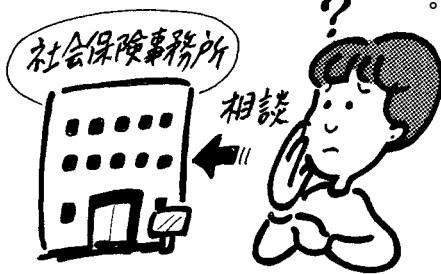
# 国民年金制度の改正について ちよつと質問？

## 納付書はいつ届くの？

毎年四月初めに国から納付書が送付されます。また、万が一、納付書が届かないときは、四日市社会保険事務所までお尋ねください。

## 年金で分からないことは、どこで聞くの？

国民年金と厚生年金についてはお問い合わせや相談については、社会保険事務所へ。



## 学生納付特例は、どんな学校のどんな人が申請できるの？

全日制、夜間部、定時制、通信制課程の学生で、親の所得に関係なく、本人の前年度の所得が六十八万円以下の人が対象です。

## 納付を口座振替にしたいが？

自分の口座のある金融機関または新たに口座を開設する金融機関に申し込みます。

## 保険料の半額免除の対象となる人は？

標準的四人世帯(夫のみ所得有、妻と子二人が扶養)で、所得金額約二百九十万円以下が目安となります。



## 二十歳になったら、どこへ年金の届け出をするの？

加入届も学生納付特例申請も、今までどおり市役所で行っていただきます。

